

傾斜が 20 度を超える被災農地の取扱いについて

令和 4 年 12 月 6 日
(農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

傾斜が 20 度を超える農地において、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第 9 条第 1 号の農林水産大臣が定める農作物を定める件（平成 23 年農林水産省告示 2426 号）の農林水産大臣が定める農作物が栽培される場合の災害査定及び単位面積当たりの農業所得の確認については、下記のとおり取り扱うこととし、「傾斜が 20 度を超える被災農地の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 28 日付け農村振興局整備部防災課長事務連絡）及び「農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について」（平成 23 年 12 月 28 日付け農村振興局整備部防災課長事務連絡）は廃止することとしたので通知する。

なお、貴局管内の各県に対しては、貴職からこの旨を通知願いたい。

記

1 災害査定について

- (1) 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 2 条の 3 第 1 項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹又はお茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）第 3 条第 1 項に規定する茶業及びお茶の文化の振興に関する計画に係るお茶であることの確認は、次により行うものとする。

ア 果樹

(ア) 被災した農地において栽培されていた果樹の種類は、現地の状況や写真等により確認する。

(イ) 被災した農地において栽培されていた果樹の種類が、都道府県知事が定める果樹農業振興計画に係る果樹であることを、当該計画により確認する。

イ お茶

被災した農地において栽培されていたお茶が、都道府県知事が定める茶業及びお茶の文化の振興に関する計画に係るお茶であることを、当該計画により確認する。

- (2) 傾斜が 20 度を超える農地において栽培される場合においても傾斜が 20 度以下の農地において栽培した場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られる果樹又はお茶であることについての確認は、2 に基づき都道府県知事が作成して農林水産省の確認を受けた資料（農業所得算定表）により行うものとする。

2 単位面積当たりの農業所得の確認について

- (1) 都道府県知事から農林水産大臣への資料の提出について

都道府県知事は、傾斜が 20 度を超える農地について災害復旧の対象とする場合は、都道府県を単位として次により作成した資料（農業所得算定表：別紙）等を農林水産大臣へ提出するものとする。

ア 農業所得の算定式

農業所得は、次式により算定するものとする。

農業所得＝農業粗収益－農業経営費

- ・ 農業粗収益

農業経営によって得られた総収益額をいい、出荷量に単価を乗じることにより算定する。

- ・ 農業経営費

農業粗収益をあげるために要した一切の経費をいい、生産に投入した肥料、農薬などの流動的経費及び当該経営年度の負担すべき建物、農機具など固定資産の減価償却費から構成され、自己所有の生産要素である自作地の地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。

イ 農業所得の算定に用いる資料

出荷量、単価及び農業経営費については、農業協同組合又は試験研究機関若しくは普及指導センター等が保有する資料により整理することとし、これらの資料から整理することが不適當又は困難と判断される場合には、これらの機関の専門技術者の協力を得ながら調査等を行い整理するものとする。

ウ 農業所得算定表の作成

上記ア及びイにより算定した単位面積当たり農業所得をもとに「農業所得算定表」を作成する。

なお、単位面積当たりは、10 アール当たりとする。

エ 農業所得算定表の提出

都道府県知事から農林水産大臣への農業所得算定表等の提出は、地方農政局（北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）に対して行うこととする。

（２）農林水産大臣から都道府県知事への結果の送付について

地方農政局は関係部局間で連携し、都道府県知事から提出された資料の内容を確認して、その結果を都道府県知事へ送付する。

以上